

Title	ピューリタニズムの検出：近世イギリス思想史研究序説(二)
Sub Title	Studies in the early English nonconformity
Author	中村, 勝己
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.3 (1980. 6) ,p.451(131)- 465(145)
JaLC DOI	10.14991/001.19800601-0131
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800601-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800601-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ピュウリタニズムの検出

—近世イギリス思想史研究序説(二)—

中 村 勝 己

### 四

非国教徒の検出には次の二つの方法がある。第一は、イギリス国教会の手による教区の査察記録 Visitation Returns であり、第二は、非国教徒の調査である。

16世紀の半ばになると、大陸からの影響によってイギリスにも急進的な改革論者が増大しはじめた。これに対してイギリス国教会は16世紀後半にはピュウリタンの取締に乗り出し、これまで各主教区 diocese 毎に行っていた査察が実質的にはピュウリタンの調査になっていった。この種の調査は、16世紀半ば以降多数行なわれていた<sup>(1)</sup>。本稿で以下にとりあげるフーパー主教による「グロスター主教区査察報告書(1551年)や「スタフォードシャーのピュウリタン調査」(1604年)などはその例である。

(→) フーパー主教による「グロスター主教区査察報

告書」(1551年)の原本は、今日まで発見されていないが、ロンドンの Dr. Williams's Library に18世紀初めの信頼できる写本からの要約が所蔵されている<sup>(2)</sup>から、これによって教区聖職者の質的水準を検討してみよう。

フーパー主教の査察の対象となった教区聖職者311名のうち、

- ①「学識あり」「学識あり、すべての質問事項に答えることができた」あるいは「学識あり、説教することができる」と記された者3名(内②と重複する者2名)、
- ②「すべての質問事項に完全に答えることができた者」55名、
- ③「すべての質問事項にかなり答えた者」23名(内②と重複する6名)、

以上、聖職者として充分その任にたえる条件をもった者は合計81名、全体の26%であった。

注(1) Visitation については、Frere, W. H., *Visitation Articles and Injunctions of the Period of the Reformation*. 3 vols. Vol. I, Historical Introduction and Index. Vol. II, 1536~1558. Vol. III, 1559~1575. (*Alcuin Club, Collections*, Nos. 14, 15, 16) 1910; Kennedy, W. P. M., *Elizabethan Episcopal Administration: An Essays in Sociology and Politics*. Vol. I, 1924. Vol. II. *Visitation Articles and Injunctions, 1575~1582*. 1924. Vol. III, *Visitation Articles and Injunctions, 1583~1603*. 1924 (*Alcuin Club, Collections*, Nos. 25, 26, 27) などがあるが、これらは本稿執筆までに参照し得なかったことを遺憾とする。Kennedy, W. P. M., 'List of Visitation Articles and Injunctions, 1576~1603' (*Eng. H. R.*, Vol. XXXII, April, 1917, pp. 273-276); Kennedy, W. P. M., 'List of Visitation Articles and Injunctions, 1604~1715.' (*Eng. H. R.*, Vol. XL, Oct. 1925, pp. 586-592). Spufford, Margaret, 'The Quest for the Heretical Laity in the Visitation Records of Ely in the Late Sixteenth and Early Seventeenth Centuries' (Baker, Derek, ed., *Schism, Heresy and Religious Protest. Studies in Church History*, Vol. IX, 1972, pp. 223-230).

(2) Gairdner, James, 'Bishop Hooper's Visitation of Gloucester' (*Eng. H. R.* Vol. XIX, Jan., 1904. pp. 98-121); Bishop John Hooper の生涯と著作については、*Early Writings of John Hooper*; および *Later Writings of Bishop Hooper* (ともに *The Parker Society Publications*, Cambridge, 1843, 1852) および *Biographical Note* (by Charles Nevinson); D. N. B., art., 'John Hooper' (pp. 1198-1200). フーパーはテューリッヒで大陸宗教改革の影響を受け、帰国後グロスター主教区で厳格な訓練を聖職者に与えようとして、在地の抵抗を受け、のち異端として投獄され、焚刑に処された。

これに対して、

④「モーセ十戒」、「信徒信条」および「主の祈り」のすべて又は何れかを唱えることはできても、その一部又は全部の聖書の典拠を示すことができなかつた者が最も多く、全体の半ばをこえ、

⑤「すべての質問に答えられず」「全く無学の徒」だと断定された者4名、

⑥このほかに、兼任により教区に居住しないか、他の場所で審査をうけているため、本調査の対象とならなかった者62名であった。

①～③のすぐれた教区聖職者の地域的分布は不均等であって、グロスター、Winchcombe、Stonehouse および Haukisburge 大教区に多く、④は全主教区にまたがり、⑤は Forest 大教区に多かった。職業的聖職者にとって初歩的なこの種の質問にさえ答えられないような質の悪い聖職者に「靈魂のみとり」をゆだねざるを得ず、しかもピューリタニズムの滲透に対抗しなければならなくなるという点に、イギリス国教会体制の如何ともしがたい内部的腐朽が示されている。

(一) フーバー主教による「グロスター主教区査察報告書」から約半世紀経った17世紀初頭の「スタッフォードシャーの聖職者の歎かわしい状況」と題するピューリタン調査<sup>(3)</sup>(1604年)は、ノーサムプトンの調査(1584～86年)や、16世紀末以来、ノーフォーク、サフォークおよびエセックスその他の大部分の州で行なわれた調査<sup>(4)</sup>と同様に、ジェームズ一世の意をうけて、教区聖職者の有識度、教会数、教区民数および聖職禄を調査したものである。本調査は120教区について、(1)教区名と概況、聖職者推挙権 patronage および俗有聖職禄 impropriation の説明。(2)教会名、付属会堂 annexed chapel 名、礼拝出席者数およびカトリック教徒数、(3)受禄聖職者 incumbents 名と、その人物・性格、学識、俸給 stipend、(4)受禄聖職者が説教者 preacher であるか否か、を記載している。

本調査の結果を整理して示せば、次の通りである。

(1)説教者 preacher のいない教区教会が83、同じく付属教会 churches annexed および会堂 chapels が35、合計118 congregations あった。

(2)以下に醜聞のある聖職者の実例を摘記すれば次の如くである：—

「時々説教す」「殆んど説教せず」

「虚弱」

「極めて無学 very ignorant, unlearned, very unlearned」

「甚しい俗物 worldling. very worldly」

「ルーズな生活をしている」

「飲酒者 common drunkerd」「著名な飲酒者・放蕩者」

「ゲーム、特にポーリングを得意とするので有名」

「大賭博師」

「非合法結婚者」「淫蕩者」「姦通で告訴された者」、そして果ては

「売春周旋人・飲酒者・賭博者」

という普通の教区民としても好ましくないような最悪の者が3名もいた。またある者はこれらの項目をいくつか兼ねている始末であった。聖職者としての任務を果たし、特に賞揚されている者は皆無である。教区が大きく、教区聖職者が不在又は兼任であるという外的無牧状態に加えて、たとえ教区に聖職者がいても、無許可であったり、少年を用いたりしているが、それどころか、教区内的無牧状態=内部崩壊を示している。この調査が厳格なフーバー主教の手によって行なわれたものであったことを考慮しても、その内的荒廃は察するに余りあるであろう。こうした教区聖職者の聖職者にあるまじき状態に不満をもつ教区民は、自ら聖書を読み、追放され説教を禁じられた有能かつ熱心なピューリタン指導者の教説に耳を傾けるようになったであろうし、弾圧を強化する以外に打つべき術のない国教会への批判を深めていったであろうことは、想像に難くない。

③報告書中、カトリック Papist, 'popish' 又は 'popish recusant' に言及した例がいくつかある。

「多数のカトリック教徒あり」と指摘されているのは Yoxall, Byshby [Bushbury], Hampsted Ridware, Wulverhampton, Eccleshall, Leighe, Draycott, Aldridg, Walsall, Biddulph, Shenston の

注(3) Peel, Albert, 'A Puritan Survey of the Church in Staffordshire in 1604' (Eng. H. R., Vol. XXVI, April, 1911. pp. 338—352).

本調査の時期は示されていないが、記載事項から推定して、1603～4年1月25日から3月4日の間、多分1603—4年2月に行われたものであったと考えられる。

(4) Peel, 'A Puritan Survey', pp. 339—40; Bancroft, Richard, Dangerous Positions and Proceedings. London 1593. Gregg International ed. 1968. pp. 80—1.

諸教区で、「若干のカトリック教徒あり」とされているのは、Pipe Ridware, Uttoxter, Longdon, Seighford である。

しかし、他方において非国教徒は、やがて18世紀には鉄工業町として抬頭してくる Stafford やその西北の Eccleshall および Seighford, 南の Penkridge, 北の Draycott, 東の Longdon および Hamstall や、Ridware や、Wolverhampton とその周辺の Walsall や Aldridge に多く分布していた。16世紀半ばには、バーミンガムを中心にして、Wolverhampton, Dudley, Coventry, Kidderminster などを含む半径20哩程度の局内地内に、さまざまな産業から成る社会的分業の独自の構造が形成されていた。また Stafford 南部には市場町がいくつか成立していた。ピューリタンの地理的分布と市場町の成立と鉄工業の展開との関連を想定するのは魅力的であるが、ここでは断定的結論は保留しておきたい。カトリック教徒の多いとされている教区と非国教徒の多い教区は、上述のように、重なりあっているからである。

## 五

以上に述べたように、17世紀初頭までに、イギリス国教会の内的状況はすでに内部崩壊を示していた。同世紀中葉のピューリタン革命は、経済史的にも、内的必然性をもっていたといえることができる。

チャールズ二世時代の非国教主義 Nonconformity の歴史を研究しようとする者にとって不可欠な非国教徒に関する史料が少なくとも4種類のこされている。

### (1) 1665年の非国教徒調査

この調査の多くは散逸し、イングランドの22の主教区の中ノリッジ、リンコーン、エクセター、ブリストルの4主教区、およびウェイルズの4つの主教区の中、南西部のセント・デイヴィッド St. David's および北東部のセント・アサフ St. Asaph の2主

教区の調査だけがカンタベリ大主教のロンドン公邸ラムベス・パレス文書館 Lambeth Palace Library に所蔵されている。イングランドの4つの主教区の中、リンコーンおよびノリッジの2主教区の調査は、非国教徒について全く報告していないし、ウェイルズのセント・アサフの主教は「非国教徒皆無 None such」と報告しているから、1665年の非国教徒調査のうち非国教徒の検出に利用できる報告は、わずかに3つの主教区のみである。

### (2) 1669年「非国教徒集会調査」

第二は、1669年にカンタベリー大主教ギルバート・シェルダンが非国教徒の非合法集会 conventicles の調査を命じたものである。このシェルダンによる非国教徒の調査は、ラムベス・パレス文書館に所蔵されている。

### (3) 「コムプトン・センサス」(1676年)

第三は、1676年に同じくカンタベリー大主教ギルバート・シェルダンがロンドン主教ヘンリー・コムプトンに命じて作成させたセンサス(いわゆる「コムプトン・センサス Compton census」)である。この「コムプトン・センサス」は1660年代から70年代初めにかけての非国教徒弾圧が失敗に帰したので、再びピューリタンおよびカトリック教徒の現状をつかむことを目的として、シェルダンが他の主教に命じて副主教 archdeacons や主教代理 commissaries を通じて churchwardens and ministers その他からの報告をもとに作成させたものである。

### (4) 「登録簿 Entry Books」(1672年)

第四は、1672年の信教寛容宣言 Declaration of Indulgence による非国教徒の集会許可の申請と認可の記録である。

以下において、これらの第一、第二、第三および第四の非国教徒の調査の史料的性格を順次批判的に考察し、非国教徒の存在形態へ迫っていかう。

注(5) 大河内暁男「近代イギリス経済史研究」岩波書店刊、12、25頁。

(6) Thirsk, Joan, (ed.), Agrarian History of England and Wales, Vol. IV. Cambridge, 1967. Chap. VIII, The Marketing of Agricultural Produce, pp. 588—9.

(7) Turner, George Lyon, Original Reedrars of Early Nonconformity under Persecution and Indulgence. 3 vols., London, 1911. (以下 Turner, OR. と略記する) Vol. I, pp. 178—191.

(8) Turner, OR., III, pp. 59—60.

(9) Turner, OR., I, pp. 178, 184, III, p. 59.

(10) Turner, OR., I, pp. 2—20, 27—127, 148—176.

(11) Turner, OR., I, pp. 20—27, 127—136, 147—8, 177.

(12) Turner, OR., I, pp. 193—623.

〔I〕 1665年の非国教徒調査

本報告書には2種類の報告が含まれている。すなわち第一に、チャールズ二世の要求した国教会の慈善制度<sup>(13)</sup>についての報告と、第二に、カンタベリー大主教<sup>(14)</sup>セルダン自身からの国教会の情況、すなわち①聖職叙任 ordinations, ②聖職禄保持者 pluralities, ③受禄聖職者の許可を得た説教と説教者 lecturers, ④私立学校 free schools と教員名, ⑤無許可の開業医 medical practioners, , および⑥非国教徒聖職者 non-conformist ministers, <sup>(14)</sup>に関する6項目報告の作成とが、わずか11日の間隔で命ぜられたため、エクセター主教<sup>(15)</sup>ワード Seth Ward を除き、両者は混同され、一括してセルダンの許に送付された。セルダンが要求した報告書の諸項目のうち、⑥は非国教徒の報告であるが、他の項目③④⑤も実質的には非国教徒の調査と締め出しを狙ったものであった。各主教区からの報告はセルダンの期待に応えるものではなかった。以下ブリストル主教<sup>(16)</sup>ギルバート・アイアンサイド Gilbert Ironside, エクセター主教<sup>(17)</sup>セス・ワード Seth Ward およびセント・デイヴィッド主教<sup>(18)</sup>ウィリアム・ルーシ William Lucy の報告書を中心に考察してみよう。

(1)現存している1665年の報告書は、わずかにイングランド西部およびウェイルズのそれにすぎず、しかも非国教徒の堡壘であったイングランド東南部のそれではなかったことをまず強調しておきたい。<sup>(16)</sup>

(2)報告書の中、St. AsaphやNorwich主教区やエクセター主教区のプリムトリー Plimtree 大主教区やウェスト West 大主教区のように、「非国教徒なし」と報告している<sup>(17)</sup>ほか、ブリストル主教区ドーセットシャー<sup>(19)</sup>については、非国教徒聖職者の氏名と追放教区と現

住地、追放後の活動状況又は国教会への服従の状況が報告されているが、「都市の5哩外で彼らはしばしば<sup>(18)</sup>会合しているが、何のために集っているのか、誰も知らない」という報告が示しているように、報告書はきわめてよそよそしく、かつ形式的であり、エクセター主教区<sup>(19)</sup>のホニトン大主教区 Honyton Deanery の同様の報告では、現況の報告さえ欠いている。

ウェイルズ西南部のセント・デイヴィッド<sup>(20)</sup>主教区では非国教徒聖職者12名が列挙されているが、そのうち6名は、今では「国教会と国家に対して」「平和的に<sup>(21)</sup>peaceably, 静穏に quietly生活している」とされている。イングランド西端のエクセター<sup>(22)</sup>主教区についても平和的な聖職者16名が挙げられている。

他方において、「教会近くに自らの家を構え、しばしば<sup>(23)</sup>非合法集会を開き、特に日曜日の礼拝の時間に集会を開いている」ウェストベア Westbeare 大主教区の富裕なジェントルマン・元教区<sup>(24)</sup>牧師 Mr. Robert Collins, 同じ大主教区に侵入して追放され、住所不定であるが、各地に出没しているグローヴス<sup>(25)</sup> Mr. Groves, 追放後も教区に留まり、依然として同じように布教活動<sup>(26)</sup>しているティヴァートン大主教区<sup>(27)</sup>の2名の元聖職者、葬儀に際して公共祈禱書の読まれている時これを妨害したプリマスの Nicholas Sherwill, イースト East 大主教区<sup>(27)</sup>のきわめて反抗的な6名の聖職者、等々について、いずれも具体的に活き活きと報告されている。

このように、主教区 diocese により、又主教区内の大主教区 deanery によって、そして恐らく報告の材料を提供する最底辺の教区牧師によって、非国教徒聖職者についての報告は信憑性を異にしており、国王と国教会の調査要求に忠実な場合と然らざる場合とがあった。報告に示されている非国教徒分布の不均等性は、

注(13) The Hospitals or Charitable Institutions in England and Wales. (Turner, OR., III, p. 59.)

(14) Turner, OR., III, pp. 62-65.

(15) Turner, OR., III, pp. 59-60

(16) Turner, OR., III, pp. 60, 66

(17) Turner, OR., I, pp. 178, 184, 186, 190.

(18) Turner, OR., I, p. 181.

(19) Turner, OR., I, p. 186.

(20) Turner, OR., I, pp. 182-4.

(21) Turner, OR., I, pp. 182-3.

(22) Turner, OR., I, pp. 178-180, 184-191.

(23) Turner, OR., I, p. 185, II. p. 1149.

(24) Turner, OR., I, p. 185.

(25) Turner, OR., I, p. 186.

(26) Turner, OR., I, p. 188.

(27) Turner, OR., I, p. 190.

ただちに非国教徒聖職者〔および恐らく非国教徒一般信徒〕自体の地域的分布とみなし得ない。この問題は、1669年および1676年の Episcopal Returns にも共通であることは、後段で触れる筈である。

(3)前項でも触れた通り、追放された非国教徒聖職者の3分の2は教区を去り、3分の1は当該教区に残留し、そのある者は従来通り布教活動に従事していた。教区を去った場合でもドーセットシャーの場合には相互に接触可能な範囲内の村落に分散定住し、グロスターシャー、デヴォンシャーおよびコンウォールの場合には、町の中に小さな定住地 colony を形成した。<sup>(28)</sup> こうした被追放聖職者の不撓不屈の活動は、彼らを支持し、庇い、場合によっては住居を提供し、その活動を助けた広汎な非国教一般信徒、上級聖職者およびジェントリーの存在なしには不可能であった。

(4)本調査にあげられた被追放聖職者の数は、カラミー Edmund Calamy によるそれとほぼ一致するが、<sup>(29)</sup> イングランド南西部については、カラミーより少ない。編者ターナー教授は、教区牧師にせよ主教にせよ、彼らは管内の非国教徒数をできるだけ少なく報告することによって、国教会当局と正統主義に忠誠を表明しようとしたのだとしている。<sup>(30)</sup> さきに触れたセント・アサフの主教ジョージ・グリフィスは、カラミーが最低20名の非国教徒聖職者がいたとしている彼の主教区について、<sup>(31)</sup> 「当主教区内に該当事項なし」と報告している。しかし、総じて、こうした非国教徒の力をできるだけ低く報告しているのは、「国教会と正統主義への忠誠」なのか、非国教主義への共感と国王専制への反感とに由来する非協力なのか、にわかに断定し難いであろう。

## 〔II〕 1669年報告書

ラムベス・パレス文書館に所蔵されているこの最も

包括的で価値高いマニュスクリプトは、カンタベリー大主教ギルバート・シェルダンが非国教徒を弾圧する手がかりを得ようとして、非国教徒集会 conventicles の数、その所在と教区、集会場提供者、教派又は諸教派の名称、集会信徒数とその構成(性別・年齢別・職業別および社会的身分別)、有力又はパトロン集会員名、および集会指導者の氏名についての各教区からの報告をもとにして、副主教 archdeacon がこれを取りまとめ、それらがさらに主教のもとで恐らく整理されて、大主教のもとに送られ、最終的にラムベス・パレスで統一形式のもとに整理されたと思われる(以下「ラムベス・パレス報告書」と略記する)。

副主教 archdeacon の報告と最終的にまとめられたラムベス・パレス・マニュスクリプトとの間には、3〜4回の中間的要約が行なわれ、その過程において報告内容の重要な削除ないし変更があった。この削除ないし変更の内容とその意図とを解明するためには、副主教によりまとめられた教区牧師による原報告から「ラムベス・パレス報告書」にいたる諸報告書を比較すればよい。「ラムベス・パレス報告書」の編者 G・L・ターナー教授は教区牧師により作成された原報告は惜しくも散逸し、その発見は望めないとしている。<sup>(32)</sup>

しかるに、第2次大戦後リンコン主教区文書館 Lincoln Diocese Record Office で副主教によって作成されたバッキンガムシャーおよびレスターシャーに関する原報告書が発見された。<sup>(33)</sup> この問題については、別稿において考察することとし、ここでは、「ラムベス・パレス報告書」にもとづいて、とりあえず全国的鳥瞰図をえがいてみよう。

本調査のうちリンコン、ラットランド、ヘリフォード、ノーサムプトン、グロスター、ハンティンドン、オクスフォード、コンウォールなどの諸州に関する報

注(28) Turner, OR., III, pp. 66—7.

(29) Calamy, Edmund, *The Nonconformists Memorial: being an account of the Ministers who were ejected or silenced after the Restoration, particularly by the Act of Uniformity ...1662. originally written by Edmund Calamy, D. D.; Now abridged, corrected, and methodized...by Samuel Palmer.* 3 vols. 2nd ed., London, 1802—3. (cf. Turner, OR., III, Preface, xi), (Turner, OR., III, pp. 68—9より引用)

(30) Turner, OR., III, p. 68.

(31) Turner, OR., III, p. 68.

(32) Turner, OR., III, p. 80.

(33) 'Leicestershire Certificates concerning Conventicles, 1669'. このマニュスクリプトは、Evans, R. H., 'Nonconformists in Leicestershire in 1669' (*Transactions of Leicestershire Archaeological and Historical Society*, Vol. XXV, 1945, pp. 98—143に復刻されている)

<sup>(34)</sup> 告は全く欠けており、ロチェスターや、北部大主教管区のうち、ダーラム、カーライル、ヨークの3主教区では、主教がこの種の調査に好意をもたず、迷惑がっていたから、カーライルの一部を除き、報告はすこぶる不完全であった。それ以外の主教区についても、調査の信憑性は教区毎に個別に検討せねばならない。

主教区によっては、<sup>(35)</sup> チェスター主教区やウースタ<sup>(36)</sup> 主教区の場合のように、「非国教徒の名前については報告 Returne を見よ」と繰返し指示し、<sup>(37)</sup> 原報告書の存在を明らかにしている場合があり、Lichfield and Coventry 主教区についても同様の指示が与えられている。この場合には主教の報告は全体として形式が整えられ、<sup>(38)</sup> 非国教徒の集会の実情についての生々しい報告は削除されている。レスターシャーに関する報告もそうした傾向をもっている。ヨーク大主教区の若干の大教区についても、同様の指示が与えられている。<sup>(39)</sup> それらの主教区については、とりわけ原報告書 'Returne' との照合が必要となる。しかし、現在までに原報告書が発見されたのはレスターシャーに関してだけである。<sup>(40)</sup>

これに反し、原報告書がヨリ上位のレベルで整理さ

れるに際して、原報告からの削除が比較的すくなかったのではないかと思われる場合がある。例えば Sarum (ソールズベリ) 主教区 (主教 Seth Ward. ウイルト<sup>(41)</sup> シャーおよびパークシャーを含む) やウィントン Winton (ウィンチェスター) 主教区 (ハムプシャーおよびサリー) の報告は、<sup>(42)</sup> 完全かつ詳細をきわめ、集会の実情について原報告書のおもかげを比較的よくのこしていると思われる。

1669年の調査は、65年のそれが主として聖職者についての調査であったのに対して、聖職者および一般信徒のそれであり、したがって、非国教徒の社会経済的存在形態を知る上に有利な史料である。

#### (1) 集会場

集会場には一般信徒の住宅・納屋 barn or out-house や醸造場 malthouse があてられた例も少なくない。そのほか有力会員又はパトロンたるジェントルマン (又はその未亡人)・治安判事の邸宅の一部が用いられ、<sup>(43)</sup> 公共建物、あるいは使用されていない教区教会も使用されていた。

#### (2) 教派

非国教徒の属する教派は、長老派 Presbyterians

注(34) Turner, OR., III, pp. 69-70.

(35) Turner, OR., I, pp. 27-34.

(36) Turner, OR., I, pp. 148-152.

(37) Turner, OR., I, pp. 49-63.

(38) Turner, OR., I, pp. 69-77.

(39) Turner, OR., I, pp. 156, 157, 161.

(40) 前注(33)参照。

(41) Turner, OR., I, pp. 106-136.

(42) Turner, OR., I, pp. 136-148.

(43) Gentleman, Esq. の邸宅の一部や庭などが提供されている例は, Turner, OR., I, pp. 6, 7, 11, 12, 16, 43, 44, 47, 48, 49, 54, 63, 65, 77, 80, 93, 98, 102, 104, 106, 112, 124, 167.

集会場の提供者の職業・社会的地位は大部分不明である。氏名に Mr. が付されているのは、自由業者のほか、聖職者(オクスフォードおよびケインブリッジ両大学出身)であろうが、きわめて多数にのぼるその大部分は氏名のみは不明である。

一般信徒の職業は, yeoman (Turner, OR., I, pp. 62, 79, 82, 83, 92, 93, 94, 99, 115), husbandman (pp. 81, 115, 116), farmer (pp. 41, 79, 94, 117, 145), 手工業者は clothier (pp. 116, 126), weaver (pp. 44, 94, 109, 115, 159), worsted weaver (pp. 96, 98), shearer (p. 160), hosier (p. 96), taylor (pp. 45, 144), smith (p. 94), knife-maker (p. 160), miller (pp. 100, 110), water-miller (p. 39), baker (pp. 80, 94, 144), brewer (pp. 143, 145), maltster (pp. 78, 113, 114, 115), mealeman (p. 112), cheesemonger (p. 113), grocer (p. 95), carpenter (pp. 40, 94), cooper (p. 57), wine-cooper (p. 144), mason (p. 48), joiner (p. 93), thatcher (p. 84), tanner (pp. 110, 154), shoemaker (pp. 41, 45, 82), labouring man (p. 41), その他 chemist (p. 96), widow & midwife (p. 82), practicer in phisick (p. 80), 商業関係は, merchant (p. 95), woollen draper (p. 105), mercer (pp. 113, 114, 115) である。

このほか、「叛乱 Rebellion 時代に武器をとった」者、議会議の大佐・中佐・大尉等の士官、「叛乱時代の議会議員」「叛乱時代の州長官・治安判事」「リチャード・クロムエルの妻ドロシー夫人」など危険人物と目される場合には特記している。(OR., I, pp. 14, 47, 48, 49, 50, 52, 53, 55, 111, 113, 114, 161)

が最も多く、ついで独立派 Congregationalists (Independents) が多く、洗礼派 Anabaptists (Baptists) およびクエイカーは比較的少なく、これらの4教派が大部分を占め、このほか小教派がごく少数みられた。

(3) 集会出席者数 conventiculers

「集会 conventicle」とは、「第一集会条例」(1664年)では「集会の開かれている家の家族以外に5名以上」の参加者があった場合を指し、「第二集会条例」(1670年)では同じく「家族以外に少なくとも5名」が参加した場合を指していた。報告書中に集会出席者数が「約4名」「約5名」「約5~6名」「約6名」「約8名」などとされているのは、条例で規定した家族以外の集会員の限界人数を示している。概数で示している場合、10, 20, 100 さまざまであり、しかも「200ないし300」<sup>(44)</sup> という場合も無数にあり、最高1,000、ついで800、「時々700、時に600, 500, 400, ……時に30ないし40」<sup>(45)</sup> などという報告も少なくない。しかもそれは、集会の実情を反映しているのである。「sometimes more, sometimes lesse」と人数を明示しない場合がきわめて多く、「very few', 'few', 'inconsiderable', 'very small」という場合も多数見受けられる。また他方において、「great', 'numerous', 'very numerous」というように、具体的数字を決めかねる例も少なくない。きわめて秀れたカリスマ的指導者がある教区にきた場合には、多数の聴衆が「近隣の諸教区・諸村落から説教を聴きにやって来た」と記されていることから明らかのように、会衆が数百名にもものぼることがある——このような場合には、非国教徒の人数は重複して数えられることになる——が、他方、日常的集会では当該村落内の比較少数の会員のみが参加することになるからである。

それとならんで、もう一つ考慮しなければならないのは、自教区内に多数の非国教徒が居住すると報告することは、教区当局の管理責任が問われることになりかねないという配慮がそれである。非国教徒の人数を記した後に、しばしば「これらの大部分は他処から来たものである」と付言しているのは、一面では事実を語っていると同時に、他面では教区管理者として責任回避の用意をしていると解せないこともない。

以上、非国教徒数の確定上きわめて困難な技術的問

題があることを認めた上で、以下の別表(第1表)は、イングランド東南部および東部の諸州が、全非国教徒の約半数を占め、南西部諸州が約4分の1を占めていることを示している。これは、研究史上の常識と決して乖離するものではないと言えるであろう。

(4) 'qualitie'

非国教徒会衆の社会的地位 quality, qualitie については、主教区により報告していない場合があるし、主教区または大教区により報告書中の 'qualitie' の項の表現法に個有の特徴があり、報告者によっては同じ表現のもとでその内容を異にしたから、必ずしも相互に比較できるものではない。

一瞥して明らかなことは、非国教徒集会は下層階級から成っていることを印象づける報告が圧倒的に多いことである。「most meanest', 'very meane', 'meanest', 'meaner', 'meane', 'vulgar', 'poorer', 'basest', 'inferior', 'inconsiderable' などと記された下層階級のほかに、「middle', 'ordinary」と記された中産層があり、これらの 'middle and meaner sort' は 'qualitie' 欄の大部分を占めている。このほか、「better', 'pretty good', 'good fashion', 'considerable', 'rich people」という中産上層以上を指す若干の例がある。

このほか、「あらゆる階層の者」、「大部分下層階級、若干の中産・富裕の者」という指摘も見られる。ヨーマンやフリーホルダーについて「年収100ポンドのヨーマン」<sup>(46)</sup> 「年収300ポンド」<sup>(47)</sup> というように、経済状態をも示している場合がある。

さらに具体的な指摘としては、「若干のジェントリー」のほか、「多数の富裕な商工業者 tradesmen」「貧しい商工業者」「ヨーマンと商工業者」「商工業者と労働者」「手工業者 mechanichs」「農民と商工業者 farmers, tradesmen, husbandmen」「大部分はヨーマン」「精々ヨーマン」という指摘が随所に見られることである。「tradesmen」に該当する個所には、sadler, tanner, brewers, bakers, meal men, taylors, weaversなどが挙げられている場合もある。

また、「大部分女・子供」「女・娘」「〔家内〕奉公人」「売春婦」といった指摘は、「貧民」「卑しい人々」「とるに足らぬ人々」「卑しい無学な人々」といった

注(44) Turner, OR., I, p. 56.

(45) Turner, OR., I, pp. 8, 46, 102.

(46) Turner, OR., I, p. 56.

(47) Turner, OR., I, p. 118.



第1表 Episcopal Return (1669年)

州名		Teachers					Houses				
		P.	C.	B.	Q.	計	P.	C.	B.	Q.	計
Northern	Northumberland	4	1	—	—	5	2	—	—	—	2
	Durham	1	—	—	—	1	8	—	—	4	12
	Cumberland	2	2	—	—	4	—	—	—	—	—
	Westmoreland	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Yorkshire	31	17	—	14	62	10	9	—	29	48
	Lancashire	—	—	—	—	—	1	3	—	—	4
	計	38	20	—	14	72	21	12	—	33	66
North-Midland	Cheshire	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	Derbyshire	17	—	4	—	21	3	—	2	5	10
	Nottinghamshire	16?	5?	12?	7?	40?	5	8	7	10	30
	Lincolnshire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Shropshire	13?	3?	—	—	16?	5	1	—	1	7
	Staffordshire	34?	3	—	1	38?	17	3	5	11	36
	Leicestershire	44?	5?	25?	22?	96?	2	—	—	—	2
	計	124	16	41	30	211?	32	12	15	27	86
South-Midland	Herefordshire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Worcestershire	5	—	7	—	12	4	—	5	3	12
	Warwickshire	41?	1	17?	2	61?	32	1	16	4	53
	Northamptonshire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Gloucestershire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Oxfordshire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Buckinghamshire	34?	2	36?	14?	86?	12	1	25	25	63	
	計	80	3	60	16?	159?	48	2	46	32	128
Eastern	Huntingdonshire	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Bedfordshire	3	11?	18?	18?	50?	—	1	—	2	3
	Cambridgeshire	4	34?	10?	12?	60?	3	11	7	11	32
	Hertfordshire	14?	4	13?	8?	39?	4	1	6	4	15
	Norfolk	7?	57?	10?	7?	81?	5	36	7	8	56
	Suffolk	21?	16?	—	5x	37+5x	19	11	—	9	39
	Essex	19?	5	—	—	24?	—	—	—	—	—
	計	68	127	51	45+5x	291+5x	31	60	20	34	145
South-Eastern	Berkshire	27?	4	11?	17?	59?	17	6	11	15	49
	Middlesex	12?	2	—	—	14?	5	2	—	—	7
	London	33?	10?	6	—	49?	28	9	7	4	48
	Kent	7?	9?	17?	8?	41?	2+x	4	5	5	16+x
	Surrey	9?	1	5	—	15?	7	1	3	2	13
	Sussex	30?	17?	17?	1	59?	12	8	14	7	41
	Hampshire	27?	7	5	3	39?	13	3	2	11	29
	計	145	50	11?	29	276?	84+x	33	42	44	203+x
South-Western	Wiltshire	70?	5	20?	7	102?	25	6	18	11	60
	Somersetshire	287?	18?	7	14?	326?	112	4	8	10	134
	Dorsetshire	5	4	—	—	9	5	3	—	—	8
	Devonshire	27?	1	—	—	28?	8	2	—	1	11
	Cornwall	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	389	28	27	21	465?	150	15	26	22	213
	合計	844?	244?	231?	155+5x	1,474+5x?	366+x	134	149	192	841+x

Source: Turner, Original Records of Early Nonconformity, Vol. III, pp. 69-139.  
 P=Presbyterians, C= Congregationals, B=Baptists, Q=Quakers.

ビュウリタニズムの検出

Conventicles					Conventiclers								
P.	C.	B.	Q.	計	P.	C.	B.	Q.	計	x=50 %		x=90 %	
14	1	—	—	15	112	135	—	—	247	247	0.3	247	0.3
9	2	1	3	15	227	29+x	52	90	398+x	448	0.5	488	0.5
2	2	—	6	10	88	60	—	220	368	368	0.4	368	0.4
—	—	—	3	3	—	—	—	170	170	170	0.2	170	0.2
18	12	—	58	88	485	635	—	2,220	3,340	3,340	4.0	3,340	3.4
4	3	4	12	23	—	—	40	630	670	670	0.8	670	0.7
47	20	5	82	154	912	859+x	92	3,300	5,193+x	5,243	6.2	5,283	5.5
13	5	3	22	43	20+12x	60+4x	3x	140+19x	220+38x	2,120	2.5	3,640	3.7
13	—	2	3	18	1,160	—	30	100	1,290	1,290	1.6	1,290	1.3
14	6	6	11	37	900	380+x	300	415	1,995+x	2,045	2.4	2,085	2.1
7	4	1	1	13	230	30	25	60	345	345	0.4	345	0.4
16	1	4	10	31	1,150	250	35+x	205+3x	1,640+4x	1,840	2.2	2,000	2.1
19	2	18	11	50	1,222+3x	32	422+x	272	1,948+4x	2,148	2.6	2,308	2.4
82	18	34	58	192	4,682+15x	752+5x	812+5x	1,192+22x	7,438+47x	9,788	11.7	11,668	12.0
5	1	6	3	15	375	35	55	350	815	815	1.0	815	0.9
25	1	16	5	47	1,265	8	376+8x	100+4x	1,749+12x	2,349	2.8	2,829	2.9
15	2	25	23	65	532+4x	2x	570+10x	380+15x	1,482+31x	3,032	3.6	4,272	4.4
45	4	47	31	127	2,172+4x	43+2x	1,001+18x	830+19x	4,046+43x	6,196	7.4	7,916	8.2
2	7	15	13	37	2x	201+3x	272+2x	336+x	809+8x	1,209	1.5	1,529	1.6
1	12	11	18	42	35	702+3x	610+3x	500+8x	1,847+14x	2,547	3.1	3,107	3.2
10	1	7	4	22	350+3x	200	522+3x	700+x	1,772+7x	2,122	2.5	2,402	2.5
4	31	7	11	53	520+x	2,985+11x	175+3x	612+2x	4,292+18x	5,142	6.1	5,822	6.0
19	11	—	11	41	605+x	380+3x	—	676+5x	1,661+9x	2,111	2.5	2,471	2.5
17	3	—	—	20	16x	3x	—	—	19x	950	1.1	1,710	1.8
53	65	40	57	215	1,510+23x	4,468+23x	1,579+11x	2,824+17x	10,381+74x	14,081	16.8	17,041	17.6
17	5	7	14	43	1,660+5x	45+4x	11+6x	600+9x	2,316+24x	3,516	4.2	4,476	4.6
7	2	—	—	9	8x	500+x	—	—	500+9x	950	1.1	1,310	1.4
32	10	7	4	53	5,610+10x	1,500+4x	1,500+3x	1,250+x	9,860+18x	10,760	12.8	11,480	11.8
8	8	20	12	48	116+4x	1,013+3x	236+13x	2+11x	1,367+31x	2,917	3.5	4,157	4.3
7	1	3	4	15	1,461	100	140+x	550+x	2,251+2x	2,351	2.8	2,431	2.5
15	9	19	7	50	1,320+3x	450+2x	370+9x	240+5x	2,380+19x	3,330	4.0	4,090	4.2
15	8	4	12	39	2,000+4x	435+3x	76+x	575+4x	3,086+12x	3,686	4.4	4,166	4.3
101	43	60	53	257	12,167+34x	4,043+17x	2,333+33x	3,217+31x	21,760+115x	27,510	32.8	32,110	33.1
24	2	19	15	60	2,490+10x	65+x	171+8x	1,115+6x	3,841+25x	5,091	6.1	6,091	6.3
129	5	11	10	155	10,285+15x	550+x	460+x	1,020+x	12,315+18x	13,215	15.8	13,935	14.4
7	3	—	1	11	766	334	—	25	1,125+2x	1,125	1.3	1,125	1.1
11	1	—	1	13	1,353+x	200	—	x	1,553+2x	1,653	1.9	1,733	1.8
171	11	30	27	239	14,894+26x	1,149+2x	631+9x	2,160+8x	18,834+45x	21,084	25.1	22,884	23.6
499	161	216	308	1,184	36,387+102x	11,314+50x	6,448+76x	13,553+97x	67,652+325x	83,902	100	96,902	100

表現とともに、非国教徒への蔑視とその社会的影響力を極小に評価しようとする態度を示すものである。クエーカーの集会では、「互いに他をとり、私通している<sup>(48)</sup>」という指摘は、正規の手続を経た結婚以外はすべて非合法とみる国教会の側から見れば、クエーカーの簡素な結婚式は、「姦淫と私通<sup>(49)</sup>」と見られたことを示している。

(5)中心会員 principalls and abettors

集会の中心会員の氏名が記載されることは多くないが、その職業が記載されている場合はさらに少ない。'heads and preachers' として一括されている場合もあり、史料的に両者を分離し難いから、このような場合は本項では考察の対象に含めていないが、実際はあわせ考察せねばならない。社会的地位・職業としてエスクワイア、ナイト、ジェントルマン、治安判事、ヨーマン、ハズバンドマン、各種商工業者が挙げられている点で、集会場提供者の場合と同様である。このほか事務弁護士・外科医・校長のほか、ヨーマン、merchants, 毛織物商 drapers, stationer, 織元, 染色工, 仕立工, レース工, メリヤス工, 醸造業者, 麦芽製造工, 食品商, 鞣皮工, 馬具工などであり、そのほか革命期の議員・軍人・警吏などが挙げられている<sup>(50)</sup>。

(6)指導者

指導者の多くは氏名を挙げられているが、「不明 uncertaine, not known」とされている場合も少なくない。指導者のうち、前歴・職業の判明している者は当然「追放された聖職者」・「前教区牧師」であり、そのうちにオクスフォードおよびケインブリッジ両大学出身者が含まれている。両大学出身者は長老派に最も多く、独立派、とりわけアナバプティストおよびクエーカーの場合には、下層手工業者がヨリ多かつた<sup>(51)</sup>。

職業別には、yeomen, husbandmen, farmers が最も多く、ついで織元・織布工・梳毛工・染色工・wool breaker・フェルト製造工・shearer・織糸商・linsey-woollsey webster など毛織物業者、製靴工・鞣皮工・コルドヴァ皮工・靴工・馬具工など皮革関係、絹物商以下絹業関係、製帽工・仕立工・手袋工・カラ

ー工・レース工・レース商人など衣料関係、製粉工・麦芽醸造業者・肉屋・パン焼工など食品業者、大工・煉瓦焼工・煉瓦積工・屋根葺工など建築業者、鍛冶屋・鉄器商人・鋳掛屋など金属業者、等である。このほかにジェントルマン、元議会軍士官、従軍牧師、校長、医者などが見られた。彼らは国教会内部からではなく、全く新しい型の指導者であったのである。

教師・説教者の活動範囲はさまざまであり、一集会の指導をする者から5, 6, 7, 9か所、最も多い者は15か所の集会を指導していた<sup>(52)</sup>。

最後に、これら非国教徒の集会に深く接触し、強い影響力をもった指導者の著作について、その社会経済理論 Soziallehren を分析することができれば、専門的の神学者(例えばリチャード・バクスター、ジョン・オーエン、ウィリアム・パーキンズ)の著作による以上に、具体性をもってピューリタニズムの経済倫理の構造を明らかにすることができるであろう<sup>(53)</sup>。

〔Ⅲ〕「コムプトン・センス」(1676年)

王政復古後の非国教徒の取締りが失敗し、チャールズ二世の「信教自由令」以来非国教徒数は減少するどころか、かえって急速に増大したため、1675年には国教会側と議会内に、国教会と非国教徒の間にある種の調停を求める動きが出てきた。これに対して、カンタベリー大主教ギルバート・シュルダンが、非国教徒の増大が誇張されていることを示し、これまでの弾圧の有効性を明らかにすることによって自己の立場を弁明し、かつ国教会教役者を激励するために作成せしめたのがこの「コムプトン・センス」であることはすでに述べた。大主教シュルダンの意をうけたロンドン主教ヘンリー・コムプトンは、1676年1月他の主教達に副主教以下に次の3項目につき報告を作成させるよう求めた。求められた報告の内容は、

- (1)各教区に居住する住民教(少なくとも家族教)
- (2)上記住民中カトリック教徒 papists またはその疑いある者の人数

注(48) Turner, OR., I, p. 162.

(49) Turner, OR., I, p. 35, III, p. 76.

(50) Turner, OR., I, passim.

(51) Turner, OR., I, passim, III, p. 76.

(52) Turner, OR., I, p. 78 のほか pp. 95-6.

(53) たとえば, Turner, OR., I, p. 78 所載の指導者の著作を Wing, Donald, Short-title Catalogue of Books printed in England, ...1641-1700. 3 vols. 1945. Modern Language Association of America ed., 1972-1. により検索せよ。

(3)国教会の聖餐式に与ることを頑強に拒否するか、全く欠席している、上記教区内の非国教徒 non-conformists の数の3項目であった。

カンタベリー副主教は4月13日に報告を提出した。他の主教達は8月末までに報告を提出した。カンタベリー大主教管区 province の報告書のうち、現存しているマニユスクリプトは、わずかにラムベス・パレス文書館に所蔵されているカンタベリー、ウィンチェスター、およびソールスバリの報告だけである。このほかに、大主教管区全体の報告の18世紀の写本がスタフォードのウィリアム・ソルト図書館 Library of the William Salt Society<sup>(55)</sup> に収蔵されている。現在までに、ケント、サフォーク、ウィルトシャー、およびリ

ンコーンシャーについて、「コムプトン・センサス」の復刻と研究があらわ<sup>(56)</sup>れている。

さて「コムプトン・センサス」は、非国教徒の比重をとらえる史料としてどこまで信頼できるかを以下において検討してみよう。

①まず報告事項(1)にいう persons, または families とは何か。

本「コムプトン・センサス」の調査対象からは、「16歳以下の子供は除外した」とされているが、調査対象が奉公人を除く16歳以上の住民なのか、男子のみか、家族数(戸数)か、必ずしも明確でなく、教区により調査対象がまちまちであった。それゆえに、マーガレット・スバフォード女史は、教区の本調査原本が見出されない限り、コムプトン・センサスは

注(54) Turner, OR., I, pp. 20—27 (Canterbury); pp. 127—136 (Wiltshire and Berks); pp. 147—148 (Winton Diocese: Abstract); p. 177 (?) (York) には本センサスの一部が復刻されている。チャークリンによれば、ケントに関して、ターナーの復刻本には多数の数字の転記ミスがあるという。Chalklin, C. W., (ed.), 'The Compton Census of 1676: The Dioceses of Canterbury and Rochester.' (*Kent Records*, Vol. XVII, A Seventeenth Century Miscellany. pp. 153—174. Kent Archaeological Society, Record Publication Committee. Ashford, 1960.)

(55) このソルト図書館所蔵の写本は、1843年サセックス公オーガスタスの死後その書庫から発見され、ロンバート街の銀行家ウィリアム・ソルトにより購入されたものである。ソルト写本の作成者と作成時期は不明である。このソルト図書館所蔵の写本は近くオクスフォード大学 Lady Margaret Hall のアン・ホワイトマン Dr. Anne Whiteman によって編集され、*Staffordshire Historical Collections* に収録刊行される予定である。

たとえば、ラムベス・パレス写本(カンタベリー主教区)とソルト図書館本(ラムベス・パレス写本に欠けているケント州の西半分を占めるロチェスター主教区をも含む)を併せ使用すれば、現存する「コムプトン・センサス」はケント州に関してショーラム Shoreham 大教区 deanery (大主教の特別教区 peculiar 31 教区)などを除き、すべての大きな都市を含む全教区の10分の9をカバーすることになるわけである。Chalklin, 'Compton Census,' p. 154. 但しチャークリンの欠けているという Shoreham 大教区の部分は Dobson, Mary J., 'Original Compton Census Returns—The Shoreham Deanery.' (*Archaeologia Cantiana*, Vol. XCIV, 1978, pp. 61—73) に復刻された。

(56) Dymond, D. P., 'Suffolk and the Compton Census of 1676' (*Suffolk Review*, Vol. III, No. 4, 1966, pp. 103—118.) はサフォークに関する部分の復刻である。Ruddle, C. S., 'A Census of Wilts in 1676' (*Wiltshire Notes and Queries*, Vol. III, 1899—1901. pp. 533—9) にはソールスバリ主教区の「コムプトン・センサス」が復刻されている。(この復刻本は米山秀氏の好意により提供されたものである)。Peyton, Sidney Augustus, 'The Religious Census of 1676.' (*Eng. H. R.*, Vol. XLVIII, Jan. 1933. pp. 99—104) は、リンコーンシャーのケステューヴン Kesteven 群の、86教区について、「コムプトン・センサス」とケステューヴン郡庁所蔵の四季巡回裁判所記録およびリンコーン主教区文書館所蔵の Libri Actorum [Act Book] とを比較し、本センサスの信憑性を論じている。なお本センサスについては、下記の文献を参照。

Spufford, Margaret, 'Note on Compton Census' (*Proceedings of the Cambridge Antiquarian Society*, Vol. LXI, 1968, pp. 94—95); Do., 'The Dissenting Churches in Cambridgeshire from 1660 to 1700.' (*Proceedings of the Cambridge Antiquarian Society*, Vol. LXI, 1968, pp. 67—94); Do., *Contrasting Communities: English Villagers in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*. Cambridge U. P., London, 1974. Chalklin, C. W., *Seventeenth Century Kent*. Chap. XIII; Everitt, Alan, 'Nonconformity in Country Parishes' (*Land, Church, and People*, ed. by Joan Thirsk, *Ag. Hist. Rev.* Vol. XVIII, 1970. pp. 178—199)

なお、Richards, Thomas, *The Religious Census of 1676: An Inquiry into its Historical Value, mainly in referense to Wales.* (*The Transactions of the Honourable Society of Cymmrodorion*, Session 1925—6, Supplement) 1927. は本センサスの史料的价值について論じた文献であるとされているが、未見である。

(57) Turner, OR., I, p. 20.

人口統計としてはもちろん、非国教徒数としても、直ちに信じることはできない、としている。<sup>(58)</sup>ただし  
 チョークリンは、非国教徒数としては直ちに信じることはできないとしても、人口統計としてならば利用<sup>(59)</sup>できるとしている。

カンタベリーおよびロチェスター両主教区の「コムプトン・センサス」と1664年の「炉税台張 hearth tax return」による戸数を比較すると、「コムプトン・センサス」の数字は世帯数としては多すぎ、住民数としては少なすぎる。子供の数を除外したウィングムの場合にはセンサスとかなり平行している。カトリックの被疑者の調査の場合には、妻または世帯主の親族たる女性は含まれていた。奉公人も16歳以上ならば数字に含まれたと考えられる。住民数からカトリック教徒数および非国教徒数を引いた数を国教徒とした場合と、これらの3つを別々に計算(この場合には教会出席者を国教徒とみなす)して、合計して住民数を出した場合<sup>(60)</sup>とがあり、副主教区により計算の方法が異なっていた。<sup>(61)</sup>16歳以下の子供と成人との比は4対6であった。

②「非国教徒」separatists, dissenters, sectaries, nonconformists と記されている人々は、「国教会礼拝を頑強に拒否するか、全く欠席している」住民を指している。リチャーズは若干の副主教が非国教徒の比重を低く評価するために国教徒の数を意識的に水増ししていたのではないかと疑っているが、<sup>(62)</sup>チョコクリンは、史料判読上の誤謬(たとえば、10,666→4,666, 7,000→1,000)によるものとしている。<sup>(63)</sup>

迫害がはげしくなった時期には、非国教徒集会への友人や同情者などの随時出席者はもとより、常時出席

者も減少又は消滅するであろう。また内心は非国教徒であって、できる限り非国教徒の礼拝に出席している者でも、国教会の礼拝に全く欠席することによる社会生活の不利を避けるために「便宜的国教徒 occasional conformists」となっていた。本センサスは法律によって国教会の礼拝に出席することを強制されているような状況の下に、礼拝への出席を明白に拒否するか、全く欠席している者を調査したものであって、時々出席した「臨時国教徒」は非国教徒としてではなく、<sup>(64)</sup>「国教徒 conformists」として数えられたのであった。また非国教徒にとっても、また国教会側にとってもこの「コムプトン・センサス」の作成は大迫害の前兆と見られたから、非国教徒の多く、特に長老派信徒は国教会の礼拝に出席していた。また教区内に多数の非国教徒がいることは、<sup>(65)</sup>教区牧師にとって国教会当局の不興を買うことになったから、その存在をかくそうとした。<sup>(66)</sup>多数の非国教徒がいることが明らかな教区の場合でも、非国教徒は皆無と報告されている。<sup>(67)</sup>またセンサス作成を命じたシェルダンはコムプトンに、本センサス作成の目的は非国教徒が考えられている程多くはないのだということを示すことによって、<sup>(68)</sup>国教会・政府側と非国教徒との間の対立を調停しようとする動きを索制しようとするものである、と語っている。

それ故に「コムプトン・センサス」は、<sup>(69)</sup>ただちに、各教区の非国教徒の実数を示すものとして利用することはとうていできないし、したがってその地理的分布を示すものとして利用することもできない。しかも国教会支配体制の中心地カンタベリーや、それに隣接するドーヴァーやサンドウィッチ<sup>(69)</sup>などにおいてさえ非国教徒が国教徒を凌駕していることは、事態のいかに容

注(58) Spufford, 'Note on the Compton Census.' pp. 94-5.

(59) Chalklin, 'The Compton Census.' p. 156, note 1.

(60) Chalklin, Ibid., pp. 154-6.

(61) Chalklin, Ibid., p. 157.

(62) Chalklin, Ibid., p. 157, note 2.

(63) Chalklin, Ibid., p. 157.

(64) これは1711年の「便宜的非国教徒防止法」との関連で問題となる。Trevelyan, George Macauley, *The English Revolution, 1688-1689*. Oxford, 1938. p. 22ff. トレヴェリアン, 松村起訳「イギリス革命」, 20頁および217頁注(7); Hill, Christopher, 'Occasional Conformity' (Knox, R. Buick, ed. *Reformation, Conformity and Dissent: Essays in honour of Geoffrey Nuttall*. London, 1977. X, pp. 199-220)

(65) Chalklin, Ibid., pp. 157-8.

(66) Chalklin, Ibid., p. 158.

(67) Turner, OR., I, p. 18, II, pp. 993-4; Chalklin, Ibid., p. 158.

(68) Chalklin, Ibid., p. 158.

(69) Chalklin, Ibid., pp. 160, 161; 'Exempt Parishes' (pp. 167-8) できわめて高い比率が報告されているのは、国教会の中心地であるが故に徹底的に摘発されたからなのか、中心地であるにも拘わらず多数が報告されたのか、多分

ピューリタニズムの検出

第2表 コムプトン・センサス (1676)

主教区	A	B	C	A	B	C	計
	国教徒数	非国教徒	カトリック教徒	A+B+C	A+B+C	A+B+C	
London	263,385(12.4)	20,893(22.4)	2,069 (17.4)	92.0	7.3	0.7	286,347
Canterbury	59,596( 2.8)	6,287( 6.8)	142 ( 1.2)	90.3	9.5	0.2	66,025
Rochester	27,886( 1.3)	1,752( 1.9)	64 ( 0.5)	93.9	5.9	0.2	(66,026) 29,720
Norwich	168,760( 8.0)	7,934( 8.5)	671 ( 5.7)	95.1	4.5	0.4	177,365
Ely	30,917( 1.6)	1,416( 1.5)	14 ( 0.1)	95.6	4.4	※	32,347
Lincoln	215,077(10.1)	10,001(10.7)	1,244 (10.5)	95.0	4.4	0.6	226,322
Coventry & Lichfield	155,720( 7.3)	5,042( 5.4)	1,949 (16.4)	95.7	3.1	1.2	162,711
Winchester	150,937( 7.1)	7,904( 8.5)	968 ( 8.2)	94.4	5.0	0.6	159,809
Chichester	49,164( 2.3)	2,452( 2.6)	385 ( 3.2)	94.6	4.7	0.7	52,001
Salisbury	103,671( 4.9)	4,075( 4.4)	548 ( 4.6)	95.7	3.8	0.5	108,294
Bath & Wells	145,464( 6.9)	5,856( 6.3)	176 ( 1.5)	96.0	3.9	0.1	151,496
Exeter	207,570( 9.8)	5,406( 5.8)	298 ( 2.5)	97.3	2.5	0.2	213,274
Gloucester	64,734( 3.0)	2,363( 2.5)	128 ( 1.1)	96.3	3.5	0.2	67,225
Bristol	66,200( 3.1)	2,200( 2.4)	199 ( 1.7)	96.5	3.2	0.3	68,599
Hereford	65,942( 3.1)	1,076( 1.2)	714 ( 6.0)	97.4	1.6	1.0	67,732
Worcester	37,469( 1.8)	1,325( 1.4)	719 ( 6.1)	94.8	3.4	1.8	39,533
Oxford	38,122( 1.8)	1,122( 1.2)	358 ( 3.0)	96.3	2.8	0.9	39,592
Peterborough	91,444( 4.3)	2,081( 2.2)	163 ( 1.4)	97.6	2.2	0.2	93,688
St. David's	68,242( 3.2)	2,368( 2.5)	167 ( 4.6)	96.4	3.3	0.3	(93,692) 70,827
Llandaff	39,248( 1.8)	719( 0.8)	551 ( 4.6)	96.9	1.8	1.3	40,518
Bangor	28,016( 1.3)	247( 0.3)	19 ( 0.2)	96.0	0.9	0.1	28,282
St. Asaph	45,088( 2.1)	635( 0.7)	275 ( 2.3)	98.0	1.4	0.6	45,998
計	2,122,662( 100)	93,154( 100)	11,371 (11,376)(100)				2,227,678 (2,227,692)

Source: Turner, Original Records of Early Nonconformity, Vol. III, p. 142より作成。

但し、ターナーの計算を訂正してある。( [ ] 内が訂正数字)

易ならざるかを示しているのである。

以下において、このような史的制約の多い「コムプトン・センサス」ではあるが、一応これを利用しながら、ピューリタニズムの地域的分布を概観しておこう(第2表参照)。

残存している「コムプトン・センサス」によれば、非国教徒の地域的分布は、ロンドンが圧倒的に多く、カンタベリーおよびロチェスターの両主教区を含むケント州、ノリッジおよびイーリー両主教区合計で全非国教徒の約41%を占め、ついでソールズバリー、バース=ウェルズ、エクセター、グロスターおよびプリストル主教区が合計約21%、リンコンおよびコヴェントリ=リッチフィールドが約16%、ウインチェスターお

よびチチェスターが約11%であった。すなわち非国教徒はイングランドの東南部と西南部に集中していたといえよう。

しかし、本センサスの信憑性について一層立入って考察するためには、地域的に限定した分析が必要となるが、研究の現段階において、それが辛じて可能なのは、ケントだけである。その分析は別稿にゆずる。

最後に、後述する「信仰自由令」にもとづく申請と許可の地域的分布と比較することによって、本センサスの信憑性をはかることができることもつけ加えておこう。

(71) [IV] 信教自由令による登録簿等

両者とも真実であろう。逆に、多数の非国教徒が存在したにも拘わらず摘発され報告されなかった場合もあったであろうし、比較的多く存在したように報告されていたからといって、少なくとも他の教区と比較して、ヨリ多く分布したとは限らないであろう。そこには本センサス作成のメカニズムの問題があるからである。

注(70) Turner, OR., II, pp. 991-1009; Chalklin, Ibid., p. 159.

(71) Turner, OR., Vol. I, State Papers. Domestic, Charles II, 320 (pp. 195-409); Entry Books, Nos. 27, 38A, and 38B (pp. 411-623); Vol. III, Section II (pp. 152-820). この膨大な史料はさまざまな角度から分析し得るが、本稿では、1665, 1669, 1676年の Episcopal Returns の信憑性との関連で利用することに限定する。別の角度からの分析は可能であるが、それは別の機会にゆずることとする。

第3表 1672年 許可された集会場提供者数

Northern	Northumberland	16	Eastern	Huntingdonshire	17
	Durham	10		Bedfordshire	45
	Cumberland	21		Cambridgeshire	46
	Westmorland	8		Hertfordshire	28
	Yorkshire	97		Norfolk	77
	Lancashire	117		Suffolk	92
計		269 (11%)	Essex		99
North-Midland	計		計		404 (16.5%)
	Cheshire	55	South-Eastern	Berkshire	38
	Derbyshire	91		Middlesex	50
	Nottinghamshire	45		London	92
	Lincolnshire	39		Kent	78
	Shropshire	54		Surrey	40
	Staffordshire	67		Sussex	63
	Leicestershire	99		Hampshire	76
	Rutland	11		計	
計		461 (19%)		South-Western	Wiltshire
South-Midland	Herefordshire	31	Somersetshire		168
	Worcestershire	35	Dorsetshire		99
	Warwickshire	59	Devonshire		189
	Northamptonshire	68	Cornwall		38
	Gloucestershire	56	計		564 (23%)
	Oxfordshire	35	合計		2,443 (100%)
	Buckinghamshire	24			
	計		308 (12.6%)		

Source: Turner, Original Records of Early Nonconformity. Vol. III, p. 800より作成。

クラレンドン伯指導下の下院とシェルダンら国教会敵格派の非国教徒強圧政策に対してチャールズの信教自由政策には、フランスのルイ十四世との約束によって、自身ローマ・カトリック教徒であることを宣言することも含まれていたから、非国教徒は好意をもたなかった。国家は宗教的自由を奪うことはできないが、それ以上に自由を与えることなどできないのだとクエイカーは考え、バプティストもCongregationalistsも同様の立場に立ったから<sup>(72)</sup>、許可申請も教派により差異があった。それゆえに非国教徒の実勢力と許可申請数ないし許可証数とは必ずしも一致するものではない。第3表は、許可された集会場提供者数をここ

ろみに地方別・州別に集計したものである。イングランド南西部が最も多く(23%)、ついでミドランズ北部(19%)、ロンドンを含むイングランド東南部(17.9%)、イングランド東部(16.5%)、ミドランズ南部(12.6%)、最後に北部諸州の順である。東南部をあわせれば34%以上<sup>(73)</sup>に達するとはいえ、1669年の調査と比較すると、東南部の比重が著しく低いものに対して、ミドランズ北部、同南部および北部の諸州がかなり高くなっている。これは不撓不屈のピューリタンはチャールズ二世のごとき人物から信教の自由を与えられ、集会、集会場設定、および指導者・説教者を申請して許可されることを潔よしとしなかったからであると考えられる。にも

注(72) Watts, The Disseters, pp. 247-8.

(73) ただし、1669年の調査にあつては、ミドランズ南部ではノーサンプトンシャー、グロスターシャーおよびオクスフォードシャーが欠け、同北部ではリンコンシャーとラトランドが欠け、イングランド南西部ではコーンウォールが欠けていた。

(74) 前掲注(72)参照。非国教徒の自由と寛容についての思想的原理については、無数の文献があるが、例えば、Jordan, W. K., The Development of Religious Toleration in England from the Beginning of the English Reformation to the Death of Queen Elizabeth. 4 vols. Cambridge, Mass., 1932; The Complete Prose Works of John Milton. 6 vols. New Haven. 1953~. 各巻のきわめてすぐれた Introduction (Vol. I [Don M. Wolfe], Vol. II [Ernest Sirluck], Vol. III [Merrit Y. Hughes]); Gwatkin, Henry M., 'Religious Toleration in England' (Cambridge Modern History Vol. V, pp. 324-37) など参照。ルネサンス的、Merry Old England 的寛容と理神論・啓蒙主義的寛容との間には、神への一層の被縛の自由というピューリタニ

拘らず、第3表はイングランド東南部・東部と南西部が非国教主義の中心地であったことを示しているのである。この点で、許可申請史料は、さきに利用した3つの非国教徒調査と基本的に重なりあうものであり、また、これまでの研究史と符合するものである。

六

16世紀中葉のヨーロッパ大陸の宗教改革の影響は、イギリスにも波及してきた。この頃のイギリス国教会は内部腐朽のため、到底これに抵抗できるほどの弾力性と内的起動力を失っていたことは、いくつかの主教区査察報告によって明らかである。オクスフォード、ケインブリッジ両大学、とりわけ後者出身の学識およびカリスマをそなえ、非国教主義の故に追放されていた多数の指導者が、町々村々を駆けめぐり、社会的・経済的に向上しつつある農民・手工業者出身の指導者——その典型が「天路歷程」および「恩寵溢るる」の著者ジョン・バニヤンであった——とともに、勤労する中産的生産者層に強く働きかけた。1620年代以降の初期独占の撤廃を目指した反独占運動、イングランド東部および西部の毛織物業の展開と1620年代以降の大陸市場崩壊による慢性不況、15世紀末以来進行しているエンクロージャー、これらはピューリタン革命へ流れ込み、初期独占撤廃と王領地・聖俗両界王党派所領の没収・処分として結実した。この政治経済過程と併行して、テューダー＝前期ステュアート朝の教会改良運動——その中心は国教会側からの「公共祈祷書」の部分的改良としてあらわれた——が進行していた。ピューリタン革命は、こうした諸矛盾を一挙に決済した。

王政復古後、ふたたび独占権の濫発が始まり、没収財産の一部が返還され、ピューリタンへの弾圧が強化された。この時期のいくつかの非国教徒の調査は、非国教徒の地域的分布と社会経済的条件との絡みあいを示している。非国教徒は、ロンドン市およびイングランド東南部諸州に最も多く、ついでイングランド南西部に多く分布し、社会経済的には、向上しつつある農民(ヨーマンおよびハズバンドマン)と各種手工業者を共鳴盤とし、若干のジェントルマン・未亡人らを支持者・保護者としていた。地方名望家たるジェントルマンを支持者としたことは、地方公権力の内部に有力な保護者を有したことを意味したし、また国教会内部にも底辺の教区牧師から主教にいたるまで広汎な同情者・共鳴者を有していた。非国教徒調査に示されているように、調査報告をさまざまなレベルで意識的に怠ったり、秘匿し、また積極的にかかる弾圧策が無効であるばかりでなく、政治的にも危険でさえあるという建言<sup>(75)</sup>さえあらわれてきた。このような体制の内部にまでも滲透して同情者・支持者を見出した点にイギリスと大陸諸国の改革思想の社会的展開度の差異を見出すことができよう。そしてこの強靱にして広汎な非国教主義の展開の基礎は、まさしく町々村々で自己の労働で生活している向上しつつある農民・手工業者の零細な家庭集会 conventicles, prophesyings であったのである。

〔付記〕

本稿は、野村学芸財団、文部省科学研究助成金、および福沢諭吉記念慶應義塾学事振興基金による17世紀イギリス経済史・思想史の研究の最初の部分を成すものである。記して感謝の念を表明するものである。

(経済学部教授)

ズムの霜の降りしいた谷があるのである。

Burrage, Champlin, *The Early English Dissenters in the Light of Recent Research, 1550~1641*. 2 vols. Cambridge, Mass., 1912; Underhill, Edward Bean, *Tracts on Liberty of Conscience and Persecution, 1614~1661*. Hanserd Knollys Society, London, 1846. Burt Franklin reprint. 1966; Haller, William (ed.), *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution*. 3 vols., Columbia U. P., 1934; Haller, William, *Liberty and Reformation in the Puritan Revolution*. Columbia U. P., 1955.

注(75) ウィンチェスター主教 George Morley は、弾圧される者の数が弾圧者の数より多く、弾圧は不可能であり、かつ危険である。もし弾圧を強行するならば、カトリックとすべての非国教徒が団結するだろう、と記している。Browning, *Eng. Hist. Doc. VIII*, § 157, pp. 412. モーリーは、革命期には王党派として追放され、大陸に亡命し、王政復古後帰国してウィンチェスター主教となった。その神学はカルヴィンの的であったとされている。Oxford Dict. of the Christian Church. および D. N. B. 参照。